

全国的うどんイベント開催支援事業選定委員会設置要領

(設 置)

第1条 全国的うどんイベント開催支援事業の補助事業者を選定するため、全国的うどんイベント開催支援事業選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 選定委員会は、全国的うどんイベント開催支援事業の事業企画を審査し、補助事業者の選定に関する事務を所掌する。

(組 織)

第3条 選定委員会は、選定委員5人で組織する。

2 選定委員は次の者で構成する。

- (1) 交流推進部県産品振興課長
- (2) 交流推進部県産品振興課専門監
- (3) 交流推進部観光振興課長補佐
- (4) 農政水産部農業生産流通課長補佐
- (5) 香川県情報発信総合参与

(委員長)

第4条 選定委員会に委員長を置く。委員長は、県産品振興課長を充てる。

2 委員長は、選定委員会を代表し、会務を総理する。

(選定委員会)

第5条 選定委員会は、事前に提出された応募申込書（企画提案書）の内容に沿った応募者によるプレゼンテーションを審査する。

2 審査にあたっては、全国的うどんイベント開催支援事業審査基準（別紙）によるものとし、各選定委員が評価した得点の合計により補助事業者を決定する。

(庶 務)

第6条 選定委員会の庶務は、県産品振興課において処理する。

(附 則)

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

全国的うどんイベント開催支援事業選定委員会審査基準

(1) 審査項目と配分等

審査項目	配分 100 点	審査のポイント
実現性	20	・ 事業趣旨に合っているか ・ 開催日時や運営体制が適切であるか
効果性	30	・ 事業内容や企画が効果的な内容となっているか ・ より多くの集客が見込める提案になっているか
安全性	20	・ 安全性が確保できているか ・ 危機管理体制は十分か ・ 法令等を遵守しているか
将来性	20	・ 協賛や協力金の獲得等により、自主財源を確保する事業計画となっているか ・ 自主財源による持続的な運営につなげる意欲・見込みはあるか
適格性	10	・ 事業を適切に遂行するための技術力・ノウハウを有しているか ・ 特定の事業者（企業）のPR又は販売促進となっていないか

(2) 評価基準

採点の目安と審査項目ごとの評価ウエイトは以下のとおりである。

- 5 点 : 非常によい（効果的な）内容である
- 4 点 : よい（効果的な）内容である
- 3 点 : 普通
- 2 点 : 劣った内容である
- 1 点 : 非常に劣った内容である

(3) 補助事業者の決定

①各選定委員が評価した得点（以下「評価点」という。）の合計が、最も高い応募者を補助事業者として決定する。但し、評価点の平均は 60 点以上とする。

②合計点が最も高い応募者が 2 者以上あるときは、「効果性」の点数が高い応募者を補助事業者として選定する。「効果性」の点数が同得点の場合は、選定委員の協議により決定する。

③応募者が 1 者の場合は、評価点の平均が 60 点以上あれば、補助事業者として決定する。